

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に対して
提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>追加する調査事項：就業理由 機微に属する質問なので、聞き方によってそのあとの質問に影響が出ないようにしていただきたい。</p>	<p>設問の用語や説明文などは、誤解のない表現にします。</p>	<p>無</p>
2	<p>本改正について、反対ではない。 ただし、12条の2に新たに設けられた「事務の委託」については、事務を委託される側の不正行為等について刑事罰の適用がなされうる事が必要であると考えます。 施設管理者が調査事務の委託を受ける場合、労力として効率の良い回収が行われうる一方で、不正の機会を憂慮すべき程に大幅に増大するので（また、組織的に統計を乱したい者も多く存在するであろうと考える。）、法令によりそれらが行われないように対策を打っておくのが適切であると考えます。（これは本件に限らずであるが。）</p>	<p>就業構造基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。 統計法では、基幹統計調査に関する事務を委託された者に対し、守秘義務を規定しており、違反した場合の罰則も規定しています。（統計法第41条及び第57条） さらに、基幹統計調査の実施に当たって、架空の調査票を捏造する行為、調査票に記入された報告内容を改ざんする行為などの不正行為に対しても罰則の規定があります。（統計法第60条） 調査実施者としても、指導を徹底してまいります。</p>	<p>無</p>

○提出意見数：2件